5 申請書類

(1)必要な書類等

生活福祉資金貸付事業は個人番号(マイナンバー)利用事務ではありませんので、ご提示いただく必要書類に個人番号を記載されないようご注意ください。
提出書類は審査結果のいかんにかかわらず返却できませんので予めご了承ください。

	書　類
1	**借入申込書**　＊用紙は相談窓口にあります
2	**住民票の写し**（世帯全員（続柄を含む）が記載されている原本、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（個人番号が記載されている場合は黒く塗りつぶす）、発行後３か月以内であること）
3	**健康保険証または顔写真つきの本人確認書類**（運転免許証、パスポート等）
4	**借入申込者の世帯の収入証明**（源泉徴収票の写しや確定申告書の写し等） ＊生計中心者及びその配偶者、世帯の生計維持に寄与している方の分が必要です
5	**借用書**　＊用紙は相談窓口にあります ＊必ず窓口となる区市町村社会福祉協議会の職員の面前で、借受人ご本人に署名していただきます
6	**預金口座振替依頼書**　＊用紙は相談窓口にあります ＊資金を振り込む口座の確認や、返済金の口座振替の手続きも行いますので、通帳と口座お届け印もご持参ください
7	**借入理由による確認書類**（借入理由に応じて必要な書類についてご説明します）
	例 **◆医療費の支払いにより臨時の生活費が必要なとき** ○　医療費の領収書（1か月以内のもの）等 **◆年金の支給開始までに生活費が必要なとき** ○　年金事務所発行の給付開始日と給付額が確認できる書面　等 **◆雇用保険給付制限期間中に生活費が必要なとき** ○　雇用保険受給資格者証 ○　認定スケジュール表　等 **◆公的職業訓練手当等開始までに生活費が必要なとき** **〔職業訓練受講給付金待ちの場合〕** ○　就職支援計画書（写）　等 ※「就職支援計画書」に事前審査結果が未記入の場合は、「職業訓練受講給付金事前審査通知書」(写)も必要 **◆初回給与支給までの生活費が必要なとき** ○　雇用証明書（様式あり） ○　社会福祉協議会から勤務先への電話などによる客観的な在籍確認　等
8	**その他** ＊借入理由・世帯状況に応じて必要な書類等の提出を依頼する場合があります

(2)状況により該当者は必要な書類

状　況	書　類
借受人が外国籍の場合	在留カード　又は　特別永住者証明書　の写し
世帯員に負債がある場合	負債の総額、返済額、現在の残額、返済状況等がわかる書類